まちかど救命ステーションに関する要綱

平成25年4月1日要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置し交付要件 を満たしている事業所等に標章を交付する制度を設け、住民が不慮の事故や急病によ り心臓・呼吸が停止する重篤な状態になった場合に、直近のまちかど救命ステーショ ンの従業員等による適切な応急手当及びAEDによる除細動により、住民の尊い生命 を救命できる体制を推進することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) まちかど救命ステーション 標章を交付された事業所等をいう。
 - (2) 事業所等 西脇市、加西市、加東市及び多可町に所在する公共施設、事業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。
 - (3) 救命講習等 北はりま消防本部が定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づく普通救命講習 I、II、上級救命講習及び応急手当普及員講習をいう。

(標章の交付申請)

第3条 標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、まちかど救命ステーション標章交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、消防長へ申請する。

(交付要件)

- 第4条 消防長は、前条の規定により申請があったときは、当該事業所等が次に揚げる 全ての要件(以下「交付要件」という。)を満たしているか審査するものとする。
 - (1) AEDを1台以上設置しているとともに、AEDを適正に管理していること。
 - (2) 営業時間または業務時間中の緊急時において、AEDを速やかに提供できるとと もに、AED使用後は、施設等の破損を含め事業所等の責任において整備すること ができる体制にあること。
 - (3) 救命講習等を修了した従業員等が、応急手当を行える体制の整備に努めていること。
 - (4) 構成市町及び当組合の広報誌及びホームページ等で広く住民に公開することについて、同意していること。

(標章等の交付)

第5条 消防長は、前条の規定により審査の結果、当該事業所等が交付要件を満たして

いると認めたときは、まちかど救命ステーション標章交付証(様式第2号。以下「交付証」という。)及び標章(様式第3号)を交付するものとする。

2 消防長は、前項の規定により交付証及び標章を交付したときは、まちかど救命ステーション標章交付台帳(様式第4号。以下「交付台帳」という。)に必要事項を記載しなければならない。

(標章の掲示等)

第6条 まちかど救命ステーションは、交付された標章を事務所等の出入口又は、AE Dの設置場所付近の周囲から見えやすい場所に掲示するものとする。

(まちかど救命ステーションの責務)

- 第7条 まちかど救命ステーションは、従業員等に対して応急手当の必要な知識、技能 の指導育成に努めるものとする。
- 2 従業員等に救命講習会等の受講を促し、受講修了者の増員に努めるものとする。 (廃止・変更に関する届出)
- 第8条 まちかど救命ステーションは、事業等を廃止または申請書の内容に変更があったときには、速やかにまちかど救命ステーション (廃止・変更) に関する届出書 (様式第5号) により、消防長に届け出なければならない。
- 2 消防長は、前項の規定による廃止の届出があり、次の各号に定めるものに該当する ときは、当該まちかど救命ステーションの交付証及び標章を速やかに返還させるもの とする。
 - (1) 事業等を廃止し、又は休止したとき。
 - (2) 交付要件を満たさなくなったとき。
 - (3) その他標章を交付することが適当でないと消防長が認めたとき。
- 3 消防長は、前項の規定により交付証及び標章を返還させたときは、速やかに交付台 帳の記載を削除するものとする。
- 4 消防長は、第1項の規定による変更の届出があったときは、速やかに交付台帳の記載を修正するものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、警防部救急課において所掌する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、加西市消防本部まちかど救命ステーションに関

する要綱(平成22年加西市訓令第1号)の規定によりなされた交付手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。